

分担金表

新座市水道事業給水条例第5条関係（一給水装置につき）

水道メーター口径	分担金額（税込）	2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※
13mm	132,000円	88,000円
20mm	231,000円	132,000円
25mm	462,000円	※2年以上前から現在まで新座市に居住していて、過去にメーター権利を取得したことがない方が対象。
30mm	792,000円	
40mm	1,606,000円	
50mm	3,201,000円	
75mm	9,064,000円	
100mm	17,820,000円	
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等基礎として市長が別に定める	

手数料表

新座市水道事業給水条例第28条関係

区分	種類	単位	金額（非課税）
設計審査手数料	給水管	口径25mmまで	1,500円
		口径30mm～50mmまで	3,000円
		口径50mmを超えるも	5,000円
工事検査手数料	新設	口径25mmまで	2,000円
		口径30mm～50mmまで	4,000円
		口径50mmを超えるも	8,000円
	改造	口径25mmまで	1,000円
		口径30mm～50mmまで	1,500円
		口径50mmを超えるも	2,000円

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係
TEL 048-477-5798（直通）

分岐戸数

連合管から分岐する戸数の標準は、次のとおりであるが、連合管の水圧等も考慮し決定すること。

連合管	メーター口径	分岐戸数
φ25	13mm	4戸まで
φ30		7戸まで
φ40		14戸まで
φ50		25戸まで

連合管	メーター口径	分岐戸数
φ25	20mm	2戸まで
φ30		4戸まで
φ40		8戸まで
φ50		15戸まで

メーター口径と供給水栓数

口径	水栓数（散水栓含む）
13mm	1～7個
20mm	8～16個

特殊集団住宅取扱負担金

新座市水道事業特殊集団住宅取扱いに関する特別措置規定第6条関係

受水槽式給水方法を採用する中高層建築住宅に対する、特殊集団住宅取扱負担金の算出方法は、受水槽の容量に1立方メートルあたり29,000円を乗じた額

※特殊集団住宅取扱負担金には、消費税が加算されます。